

韓国知的財産ニュース 2021 年 8 月前期

(No. 444)

発行年月日：2021 年 8 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則の改正令（案）立法予告（特許庁公告第 2021-205 号）
- 1-2 特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則の改正令（案）立法予告（特許庁公告第 2021-206 号）
- 1-3 産業技術流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2112012）
- 1-4 租税特例制限法の一部改正法律案（議案番号：2112030）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、50%まで在宅勤務拡大…新型コロナの拡散防止に総力
- 2-2 第 6 回優秀なハングル商標の選定大会を開催
- 2-3 特許を見れば世界の情勢が見える
- 2-4 民間技術専門家、特許審判に参加する！
- 2-5 特許庁と食品医薬品安全処でオンラインマスク広告など合同点検の結果を発表
- 2-6 国際特許出願、インターネットウェブ(web)出願方式に一元化
- 2-7 2021 年 2 学期「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集
- 2-8 人工知能がした発明の特許認定方策についての議論の加速化
- 2-9 技術流出犯罪の根絶に向けて量刑セミナーを開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標の先願主義の 100%活用法

その他一般

- 5-1 完全自律走行時代、人工知能がリードする
- 5-2 「第2のタミフルを探せ」、新型コロナウイルス治療剤の開発はどこまで？

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則の改正令（案）立法予告（特許庁公告第2021-205号）

電子官報（2021.8.4.）

特許庁公告第2021-205号

「特許法施行規則」の改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年8月4日

特許庁長

「特許法施行規則」の改正令（案）立法予告

1. 改正理由

特許審判に専門審理委員制度を導入する内容に特許法が改正されたことにより、法律で委任された事項等を施行規則に反映する必要がある。

2. 主要内容

イ. 専門審理委員に支給する手当等（案第65条の3）

- ・専門審理委員の手当と日当を予算の範囲内で、特許審判院長が定め、旅費と宿泊料は公務員旅費規定に基づいて支給
- ・専門審理委員の手当、日当、旅費及び宿泊料は国庫から支給し、審判費用には不算入
- ロ. 専門審理委員の指定に必要な候補者の名簿管理（案第65条の4）
- ・特許審判院長は、候補者を公開募集するか、又は他の機関に推薦を依頼する等の方法で2年毎に候補者を決めて、その名簿を管理
- ・候補者名簿を補うために新しい候補者を追加可能

ハ. 専門審理委員の指定（案第 65 条の 5）

・ 審判長は、技術内容に関する事案を明確にするために、候補者の中から専門審理委員を指定

・ 心身上の障害がある場合、不適切な行為があった場合、その他、活動が難しいと認められる場合には、専門審理委員の指定を取り消す

ニ. 当事者の意見提出様式及び除斥・忌避申請の様式（案第 60 条、案第 61 条、別紙 33 号書式）

・ 審判手続きで使用していた既存の意見書の様式と申込書の様式を同一に使用

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021 年 9 月 13 日までに国民参与立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）

ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：特許審判院審判政策課

大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）

政府大田庁舎 2 棟 1705 号

- 電子郵便：etk0110@korea.kr

- ファックス：042-472-3474

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の審判政策課（電話：042-481-5583、ファックス：042-472-3474）にお問い合わせください。

1-2 特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則の改正令（案）立法予告（特許庁公告第 2021-206 号）

電子官報（2021.8.4.）

特許庁公告第 2021-206 号

「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年8月4日

特許庁長

「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の改正令（案）立法予告

1. 改正理由

国選代理人の申請期間・支援対象を拡大し、社会・経済的弱者の権益保護を強化し、行政情報の共同利用を通じて申請人の便宜増進を図る必要がある。

2. 主要内容

- イ. 国選代理人の申請期間の拡大（案第2条第2項各号削除）
 - ・社会・経済的弱者が審理終結前までの審判進行中には、いつでも国選代理人の助力を受けられるよう国選代理人を選任する申請期間を拡大
- ロ. 国選代理人の支援対象の拡大（案第2条第1項第1号変更）
 - ・住居給付金の受給者等国選代理人の支援を受けられるよう、現行の対象である医療給付金の受給者を国民基礎生活の受給者に拡大
- ハ. 申請者の便宜向上（案第2条第3項新設）
 - ・国選代理人を申請する際に証憑書類の提出を省略することができるよう、行政情報の共同利用の根拠を設ける
- ニ. その他、運用上の不備を補完（案第4条第2項及び別紙書式）
 - ・国選代理人の選任申請書（別紙書式）に申請人の連絡先欄を追加し、第4条第2項の引用誤記を修正

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021年9月13日までに国民参与立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）
- ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：特許審判院審判政策課
大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）
政府大田庁舎 2 棟 1705 号
- 電子郵便：etk0110@korea.kr
- ファックス：042-472-3474

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の審判政策課（電話：042-481-5583、ファックス：042-472-3474）にお問い合わせください。

1-3 産業技術流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2112012）

議案情報システム（2021.8.11.）

産業技術流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2112012）

議案番号：2112012

提案日：2021年8月11日

提案者：ヤン・クムヒ議員外13人

1. 提案理由及び主要内容

現行法は、産業通商資源部長官が国家核心技術を指定するようしており、産業技術を保有している企業・研究機関・専門機関・大学等（以下「対象機関」という。）が国家核心技術を保有している場合は、その技術を取り扱う専門人材の離職管理等に関する契約を締結するようになっている。

ところが、現行法では、対象機関において産業技術を取り扱う専門人材の管理現況に対する実態調査の根拠が設けられていない。そのため、産業技術を保護するための中核的要素の一つである専門人材の管理が体系的に行われるためには、それに関する調査根拠を設けなければならないという指摘がある。

そこで、産業通商資源部長官が対象機関において産業技術を取り扱う専門人材の管理現況に対する実態調査を実施できるようにすることで、産業技術保護という立法目的をより体系的に達成することができるようにするためのものである（案第17条第1項）。

法律第 号

産業技術流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第17条第1項のうち、「現況」を「現況と産業技術を取り扱う専門人材の管理現況に」とする。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 租税特例制限法の一部改正法律案（議案番号：2112030）

議案情報システム（2021.8.12.）

租税特例制限法の一部改正法律案（議案番号：2112030）

議案番号：2112030

提案日：2021年8月12日

提案者：チュ・キョンホ議員外11人

1. 提案理由及び主要内容

現行法は、社会安全網構築のための小企業者・小商工人共済賦金に対する所得控除、長期在職人材を支援するための中小企業青年勤労者の成果補償基金受領額に対する税額控除等の共済加入を督促するために税制の優遇を与えている。

しかし、中小・中堅企業の技術保護及び知的財産競争力の強化のために2019年8月に導入した知的財産共済賦金の場合は、第四次産業革命と国家間の技術競争の加速化により知的財産権に関する重要性も高くなっているにもかかわらず、企業の共済加入を奨励するための税制優遇が設けられていない状況である。

そこで、知的財産紛争による企業の財務的危険負担を減らすために、中小企業が知的財産共済賦金に納入した金額の100分の10（中堅企業の場合は100分の5）に相当する金額を課税期間別300万ウォン限度内で税額控除するものである（案10条の3を新設）。

法律第 号

租税特例制限法の一部改正法律案

租税特例制限法の一部を次のように改正する。

第10条の3を次のように新設する。

第10条の3（知的財産共済賦金に対する税額控除）①中小企業または中堅企業が「発明振興法」第50条の4に基づく知的財産権関連の共済事業（以下、この条では「知的財産共済」という。）に加入して納付する共済賦金に対しては、該当年度の共済賦金納付額の100分の

10（中堅企業の場合は100分の5）に相当する金額（課税期間別300万ウォンを限度とする。）を該当課税年度の所得税（事業所得に対する所得税のみ該当する。）または法人税から控除する。

②第1項にもかかわらず、以前締結した共済契約が大統領令で定める事由により解約された中小企業または中堅企業が新規で共済契約を締結して納付する共済賦金については控除しない。

③第1項の適用を受けようとする中小企業または中堅企業は大統領令で定めるところにより税額控除の申請をしなければならない。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（知的財産共済賦金に対する税制控除に関する適用例） 第10条の3第1項の改正規定は、この法律の施行日に属する課税年度分から適用する。

第3条 第10条の3第2項の改正規定は、この法律施行日以降に共済契約が解約された場合から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、50%まで在宅勤務拡大…新型コロナの拡散防止に総力

韓国特許庁（2021.8.3.）

11年目審査官は、「コロナ禍で、子供の世話のために休職が必要だったが、在宅勤務で仕事と家事を両立することができ、また、社内で感染者が発生した場合や自宅隔離などの新型コロナウイルスに関する緊急状況の場合も仕事ができる」と伝えた。

23年目審判長は7月29日から急に在宅勤務を始めたが、「審判業務では3人合議が必要だが、社会的距離の確保 4段階の緊急事態でも仕事に支障をきたさないようにビデオ会議などで対応できて、対面業務も最小限にできるから便利」と述べた。

韓国特許庁は3日、大田の社会的距離の確保レベルが4段階に引き上げられた（7月27日～8月8日）ことに対する対応の一環として、また、新型コロナウイルスの社内拡散を防止するために、在宅勤務者の比重を50%以上に拡大することを明らかにした。

韓国特許庁は以前も職員の36%（628名、2021年6月末基準）が在宅勤務をしていたが、コロナ防疫レベルが4段階に引き上げられたことから、期間中の在宅勤務者の比重を51.8%（928名）まで拡大することにした。

現在韓国特許庁は職員全員が在宅勤務をしても業務に支障をきたさないように遠隔で働ける安全な勤務環境を構築している。

在宅勤務者に対して事前に専用PC、ノートパソコン、モニターなどを配布し、未公開特許情報を取り扱うという業務上の特徴から、暗号化されたネットワークを利用するなど、在宅勤務時のセキュリティ強化にも万全を期している。

米国、欧州、シンガポールなどの主要国の特許庁は、新型コロナウイルスの発生初期から少数の職員を除いた全員について在宅勤務を実施し、新型コロナウイルスの拡散を防止しながらも効率的に仕事ができる勤務環境を構築するために努力している。

韓国特許庁もこの度の在宅勤務拡大をきっかけに、時差出勤制度・勤務時間自由選択制度などのフレックスタイム制度とビデオ会議などの非対面の勤務環境を積極的に活用し、コロナ禍に対応していく方針である。

韓国特許庁は「デルタ株の流行など、全国的に新型コロナウイルス拡散に対する危機が大きく高まっている」とし、「政府・公共機関のみならず民間企業も積極的に在宅勤務を導入・拡大し、新型コロナウイルスの克服に力を合わせてほしい」と述べた。

一方、公共部門では初めて2005年から在宅勤務制度を実施している韓国特許庁は、在宅勤務、時差出勤制度などのフレックスタイム制度が活性化していて、仕事と家事の両立と効率的な勤務環境が定着している組織として有名である。

2-2 第6回優秀なハンゲル商標の選定大会を開催

韓国特許庁（2021.8.5.）

優秀なハンゲル商標を募集します！

韓国特許庁は、第 6 回優秀なハングル商標の選定大会を開催すると発表した。本大会は 2016 年から開催され、ハングル商標の出願と使用を奨励するためのものであり、特許庁が主催して文化体育観光部と国立国語院が後援する行事である。

応募は 8 月 5 日(木曜)から 8 月 23 日(月曜)まで特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)を通じて、本人の登録商標を応募することができ、他人の登録商標の推薦も可能である。

応募および推薦対象になる商標は、ハングルで作られて 2021 年 8 月基準で登録が有効な商標であり、他人の商標を模倣した商標、悪意を持って商標を先取りしたと疑われる人が保有している商標、審判・訴訟により現在紛争中である商標、現在使われていない商標、類似の大会で既に受賞した商標は授賞対象から除外する予定である。

応募された商標は、欠格事由の審査を経て国立国語院が推薦した韓国語専門家がハングルの規則性、固有性などを評価基準にして順位を決める。その後、特許顧客および審査官のオンライン投票順位と合算し、美しい商標(文化体育観光部長官賞:1 件)、きれいな商標(特許庁長賞:1 件)、情を感じる商標(国立国語院長賞:5 件)を選定して授賞する。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「呼びやすく覚えやすい商標、商品の特性が十分に反映されたハングル商標は良い商標になる可能性が高い」とし、「今回の大会を通じて、ハングル商標への関心が高まることを期待している」と述べた。

2-3 特許を見れば世界の情勢が見える

韓国特許庁 (2021. 8. 11.)

産業と特許の連携性分析に関する結果を発表

韓国特許庁は経済追撃研究所と合同で特許情報を活用して産業競争力を把握する産業・特許方法論(※)に対する研究結果を 8 月 6 日(金曜)に発表した。

※産業と特許を連携して分析することによって、企業の技術競争力と革新方向を把握する分析方法論

最近、新型コロナウイルスにより加速化するデジタル経済転換、強大国の技術覇権競争など先端技術基盤のパラダイム転換期を迎え、グローバル産業動向に対する体系的で正確な分析を通じて迅速な対応戦略を策定することが非常に重要となっている。

経済追撃研究所で産業・特許方法論を活用して分析した結果、1990年代にサムソンはソニーを技術的な側面(特許の量と質)で追いつき、2000年代に時価総額・ブランド価値など企業価値において追い抜いたと発表した。すなわち、技術追撃が市場価値の追撃より先行されたものである。

また、ファーウェイが最新技術の特許を取得する戦略でエリクソンを追い抜いたと発表した。

第四次産業革命が第三次産業革命と区分されるものなのかについての論争においては、第四次産業革命が第三次産業革命の延長線上にあると判断した。

経済追撃研究所は「技術覇権競争などで急変する世界情勢の中で、特許の重要性がさらに注目すべきである」とし、「研究において提示した産業・特許方法論は特許を包括する分析に有用に活用できると期待される」と述べた。

特許庁特許審査企画局長も「産業・特許方法論を活用して国家的に重要な産業分野に対する特許分析を遂行し、その結果を産業界と共有する予定であり、これを基に産業競争力の強化に寄与できる特許審査政策を策定していく」と述べた。

一方、研究結果報告書は経済追撃研究所のウェブサイト(www.catch-up.org)で検索できる。

2-4 民間技術専門家、特許審判に参加する！

韓国特許庁 (2021. 8. 11.)

韓国特許審判院の専門審理委員の候補者募集を開始

新しく実施される韓国特許審判院の専門審理委員制度を通じて、民間の技術専門家が特許審判に参加できるようになる。これにより、先端技術分野や現場の知識が必要な技術分野に対する韓国特許審判院の技術専門性がより一層高まることとなる。

専門審理委員制度が10月から実施されることにより、韓国特許審判院は8月9日(月曜)から8月31日(火曜)まで、専門審理委員の候補者を募集すると発表した。

第四次産業革命関連の先端技術分野および現場の熟練した知識・経験が必要な技術分野に焦点を合わせ、人工知能、自律走行、二次・燃料電池、無線通信(5G/6G)、動画・オーディオの圧縮、フィンテック、半導体(フォト、蝕刻、蒸着技術)、ロボット制御、地盤

安定化、変速機、バイオヘルスケアなどの 11 個の技術分野における専門審理委員の候補者を募集する計画である。

専門審理委員の候補者は、審判長の要請があった場合、審判事件の技術内容関連事案について説明または意見を記載した書面を提出したり、期日に出席して説明や意見を陳述したりすることができる。また、審判長の許可を得て、当事者、証人などの審判関係人に直接質問もできる。ただし、審判合議には参加できない。

この度選定される専門審理委員の候補者は 2021 年 10 月 21 日から 2 年間、特許審判院の専門審理委員の候補者リストに登録される。

一方、専門審理委員の候補者募集における詳細な応募条件や方法については、韓国特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) の公告掲示板で確認できる。申請を希望する関連技術分野の専門家は、韓国特許庁のウェブサイトが必要書類をダウンロードして作成し、2021 年 8 月 31 日（火曜）までに韓国特許審判院に郵送またはメールで申し込む。

韓国特許庁の審判政策課長は、「この度募集する専門審理委員の候補者は、特許審判院の技術専門性を補う助っ人としての役割を果たす」とし、「専門審理委員の候補者募集に、関連技術分野の専門家の積極的な応募をお待ちしている」と述べた。

韓国特許審判院の専門審理委員の候補者募集に対する詳細については、韓国特許審判院審判政策課（+82-42-481-5489）にお問い合わせができる。

2-5 特許庁と食品医薬品安全処でオンラインマスク広告など合同点検の結果を発表

韓国特許庁（2021. 8. 11.）

特許など虚偽表示 804 件、虚偽・誇大広告 53 件摘発

韓国特許庁と韓国食品医薬品安全処はマスクを販売するオンラインウェブサイトについて 2 ヶ月間集中的に点検した結果、特許などの虚偽表示 804 件、虚偽・誇大広告 53 件を摘発した。

合同点検は、新型コロナウイルスの状況によりマスクの購買需要が多いことを悪用し、オンライン上でマスクの特許などを虚偽で表示し、効果などを虚偽・誇大広告するなどの消費者を欺瞞する行為を事前に遮断することによって、消費者の正しい製品選択と被害予防のために実施した。

「特許など虚偽表示点検の結果」

特許庁は計 5,000 件の特許・商標・デザイン権と関連するオンライン広告を点検し、23 の製品において特許などの虚偽表示 804 件を摘発した。

主な摘発事例は、出願中の製品を登録製品で表示（387 件）、デザインを特許で表示するなど権利名称を間違えて表示（314 件）、製品に適用されない知的財産権の番号を表示（55 件）、権利が消滅された後も知的財産権の番号を表示（48 件）などである。

特許庁は摘発された虚偽表示した販売者に対し、掲示物の修正・削除などの措置を指示し、今後オンライン事業者と協力して入店販売者を対象に正しい知的財産権の表示方法を教育する予定である。

「虚偽・誇大広告の点検結果」

食品医薬品安全処は計 500 件のオンラインマスク広告を点検し、虚偽・誇大広告 53 件を摘発した。該当広告掲示者に対し行政処分を行い、サイト遮断を依頼（放送通信審議委員会、該当ショッピングモール）した。

主な摘発事例は、飛沫遮断用マスク（KF-AD）を保健用マスク（KF80・KF94）の効果があると広告（12 件）、KF94 保健用マスクの粉塵捕集効率を「99%※」と広告（5 件）、肺の健康を維持するマスクと広告（6 件）、その他表示違反（2 件）などである。

※KF99 保健用マスクの粉塵捕集効率効果を有すると広告

また、医薬部外品マスクではなく、工業製品マスクに対して「黄砂・PM2.5 ブロック」、「飛沫遮断」、「有害物遮断」などで広告・表示し、医薬部外品マスクに誤認する恐れがある虚偽広告 28 件も摘発した。

「正しい医薬部外品マスクの購買・着用」

一方、新型コロナウイルスの状況では医薬部外品マスクを購買して正しく着用することを勧奨する。

「医薬部外品」マスクは、微粒子や飛沫などの遮断性能が検証された製品であり、購買時に必ず「医薬部外品」の表示を確認する。

また、「手術用マスク」、「保健用マスク（KF80, KF94, KF99）」、「飛沫遮断用マスク（KF-AD）」のうち 1 つが表示されているかを確認する。

医薬部外品のマスク効果

- ・保健用マスク：黄砂・PM2.5などの粒子性有害物質と感染源から呼吸器を保護
- ・手術用マスク：診療、治療又は手術時の感染予防
- ・飛沫遮断用マスク：日常生活で飛沫感染を予防

マスクを着用する際に手をきれいに洗い、口と鼻を完全に覆い、顔とマスクの間に隙間がないか確認しなければならない。

また、マスク内部にティッシュやタオルを当てると、空気が漏れ密着力が落ちて遮断効果が低くなるため注意し、マスク着用中には手から汚染を防止するため、マスクにはできるだけ触れないようにする。

特許庁と食品医薬品安全処は消費者がマスクを安心して購買・使用できる環境を作るために持続的に協力する予定であり、特許などの虚偽表示の疑いのある事例及び虚偽・誇大広告の発生時にオンライン違法流通に対する積極的な申告をお願いした。

※（特許庁）知的財産権虚偽表示申告センター（電話：1670-1279、インターネットウェブサイト住所：<https://www.ip-navi.or.kr/ipfsMain/ipfsMain.navi>）

※（食品医薬品安全処）食品医薬品安全処ウェブサイト→「オンライン違法流通申告」をクリック（インターネットウェブサイト住所：https://www.mfds.go.kr/wpge/m_661/de0104101001.do）

2-6 国際特許出願、インターネットウェブ(web)出願方式に一元化

韓国特許庁（2021.8.11.）

2022年7月から従前の電子出願ソフトウェアの更新終了
世界知的所有権機構（WIPO）、特許協力条約（PCT）の相談専門家を
2021年の年度内にソウルに配置することに

今後（2022年7月）、特許協力条約（PCT※）を通じた国際特許出願は、世界知的所有権機構（WIPO）ウェブサイト（ipportal.wipo.int）で直接出願書を作成して提出する「インターネットウェブ出願（ePCT）」方式に一元化」となる見通しである。

※ (Patent Cooperation Treaty) 複数の国に各々特許出願する不便を解消するために締結した国際条約であり、一回の出願で多数の加盟国に直接出願する効果を付与

※※但し、PCT を介せず個別国に直接出願する場合は該当国の支援方式を使用

これまで PCT 出願人は 2 通りの電子出願方式を使用してきた。WIPO が提供する電子出願ソフトウェア (PCT-SAFE※) を活用して提出、または WIPO ウェブサイト (ePCT※※) にアクセスして出願書類を作成して提出する方式である。

※ (PCT-Secure Applications Filed Electronically) PC 設置用 PCT 出願書作成ソフトウェア (2004 年に導入)

※※ (ePCT、<https://ipportal.wipo.int/>) ウェブ環境で直接 PCT 出願書を作成・提出 (2017 年に導入)

このうち、電子出願ソフトウェア方式は、ユーザーがソフトウェアを設置して周期的に更新しなければならない不便があった。

その反面、インターネットウェブ出願は、最新の改正法律・制度や改善機能がリアルタイムで反映され、ウェブ画面でダイレクトに出願書の提出が可能であることがメリットで、これにより使用率が継続的に増加※している。

※ePCT の平均使用率 : (2017 年) 1% → (2018 年) 6.5% → (2019 年) 27.8% → (2020 年) 38.2% → (2021 年 7 月) 53.2%

ユーザー利便性と出願システム運営の効率化のために WIPO がインターネットウェブ出願方式に統一することに決定したため、2022 年 7 月から既存の電子出願ソフトウェアに対する更新を中止したと韓国特許庁の関係者が説明した。

韓国特許庁は、既存ソフトウェアの使用に慣れている国内のユーザーがウェブ出願方式に早期に適応できるように WIPO と特別プログラムの導入に合意した。

WIPO で直接韓国人の ePCT 専門家を採用して韓国のユーザーだけのためのインターネットウェブ出願使用方法の案内、PCT 関連の法制度の変更事項についての教育などのサービスを専担して支援することにしたのである。

勤務地もユーザーが多いソウル江南所在の韓国特許庁ソウル事務所に設け、採用手続きが迅速に行われた場合、早ければ11月から相談業務に投入される予定であると特許庁は発表した。

これまで国内のインターネットウェブ出願ユーザーは疑問事項があっても時差や言語障壁のためにスイスジュネーブにあるWIPO顧客センターの利用に非常に困っている。

今後はソウル事務所に勤務する韓国人専門家に業務時間中にいつでも便利に韓国語でWIPOウェブサイトを含むPCT出願全般にわたり簡単に相談できるようになる。

特許庁情報顧客支援局長は、「WIPOがソフトウェア更新終了の決定と同時にインターネットウェブ出願方式の使用国の中で唯一韓国に相談専門家を配置することにしたのは、PCT主要パートナーとして韓国特許庁と出願人の地位を高く評価したものである」とし、既存のソフトウェアユーザーがより早くインターネットウェブ出願方式に適応できるようにユーザー教育や機能改善などのためのWIPOとの協力にも万全を期する」と述べた。

2-7 2021年2学期「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集

韓国特許庁 (2021.8.11.)

知的財産学学士資格はオンライン授業の単位銀行制で！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、8月17日（火曜）から1週間、2021年2学期「知的財産学」単位銀行制（※）におけるオンライン授業の受講生を募集する。

※単位銀行制：韓国教育部が認定する教育訓練機関で単位修得と学位取得の機会を与える制度であり、国際知識財産研修院は2015年から「知的財産学」専攻を新設して運営している。

「知的財産学」とは、アイデアと技術を保護する権利について体系的に学ぶことができる学問で、急変する市場の中で、競争力を確保するためには知っておくべき知識である。

この課程は、高校卒業やそれに準ずる学歴を持っていれば、誰でも無料で受講することができる。

この課程で一定の単位を修了すると教育部長官名義の「知的財産学」学士学位を取得できる。2016年から現在に至るまで225人の知的財産学学士を輩出した。

最近、非対面による受講が可能な単位銀行制に対する関心が高まるにつれて、知的財産学士課程も定員と運営科目を拡大（※）運営している。

※2020年9,000人、17科目（1学期9科目、2学期8科目）→ 2021年1万人、19科目（1学期10科目、2学期9科目）

とりわけ、今年からは知的財産能力試験（IPAT）（※）を受験すると、点数等級（1～4等級）に応じて最大25単位が認められるため、より簡単に学位を取得できる。

※知的財産能力試験（IPAT）：知的財産の実務力を検証する試験であり、点数（990点満点）に応じて7段階等級を区分。1～4級は国家公認資格として認定されている。

オンラインシステムと限られた予算の中、科目ごとに受講定員数が設定されているため、申請期間中に早めに申請しておく必要がある。

今学期は「知的財産概論」など9科目（※）が運営され、1人当たり最大7科目が受講できる。

※2学期運営科目：知的財産概論、商標法、著作権法、研究開発と知的財産、知的財産権の管理論、インターネットと知的財産権法、特許情報調査と分析、技術移転とライセンスングに対する理解、不正競争防止および営業秘密保護法

詳しい内容は知的財産学単位銀行制のウェブサイト（<http://cb.ipacademy.net>）で確認することができ、2学期の授業は8月27日から15週間行われる予定である。

韓国特許庁の国際知識財産研修院長は、「知的財産単位銀行制を通じて、知的財産専門家を体系的に育成できることが期待される」とし、「デジタル時代に合わせたハイクオリティの知的財産教育コンテンツを提供できるように努力する」と述べた。

2-8 人工知能がした発明の特許認定方策についての議論の加速化

韓国特許庁（2021.8.11.）

2021年9月まで、専門家の意見をまとめた後、具体的な履行案（road map）を構築
これまで主要国はすべて特許申請を拒絶したのに対し、
最近オーストラリア法院は認定の判決を下した

韓国特許庁は人工知能(AI)がした発明の特許認定方策をより深く検討するために「AI 発明専門家協議体(仮称)」を構成して初めての会議を2021年8月12日10時にオンラインで開催する。

最近AI技術の急速な発展により米国のAI開発者であるスティーブン・テイラー教授は自分のAI(DABUS)が自分も知らない発明を自ら開発したと主張し、全世界16カ国に特許を出願したことがある。

※DABUS : Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience

これに対し、韓国を含む米国、英国、欧州などの大半の国では現行の特許法上、自然人のみ発明者になれるという理由でAIが発明者として記載されたテイラー教授の特許出願を拒絶した。

しかし、オーストラリア特許庁の拒絶決定に対し、最近オーストラリア連邦法院では、独特なオーストラリア特許法の規定と柔軟な解釈※によりAIを発明者として認めた最初の判決を下した。控訴期間は8月29日までで、現在オーストラリア特許庁では控訴するか否かを検討している。

※(1) AIは発明者になれないという明示的な規定がなく、(2) 人間でない発明者を排除する条項もなく、(3) 「inventor」は「elevator」のように発明する物としての解釈が可能

また、南アフリカ共和国特許庁は、AIも発明者になれるか否かについての検討は省略したまま、形式的な審査だけを行い、去る7月に特許を付与した。他の国と異なり特許登録前に特許庁で実態審査をしない特異な制度のためとされている。

これまで特許庁のデジタルIPフォーラムなどを通じて多様な 이슈について継続して議論を行っているが、このようにAI発明者に関する 이슈が国際的な 이슈として急浮上するにつれ、AIがした発明を特許で保護すべきかについて焦点を合わせより具体的に検討する必要性が高くなっている。

そこで特許庁は、AIを発明者として認めるか否か、AIがした発明の所有権は誰が有するのかなどの問題と、AIがした発明はどのように保護すべきかをより多角的に議論をするために「AI発明専門家協議体」を発足した。

「AI 発明専門家協議体」は各界各層の多様な意見をまとめるために法制、技術、産業分科に区分し、分科ごとに 15 人程度の AI 専門家で構成した。

法制分科は論文発表など、AI 発明に対し識見の高い教授・判事・弁護士など法学の専門家で構成され、AI の技術水準、AI が自ら発明したか否かなどの技術争点と AI がした発明の保護が韓国産業に及ぼす影響などについて議論する計画である。

特許庁特許審査企画局長は、「AI 技術が今後国家競争力を左右するほど重要になっており、韓国の AI 技術と産業発展のための多様な方策を模索しなければならない」とし、「韓国特許庁は学界、研究界、産業界など多様な専門家の意見を十分にまとめて韓国の競争力を高めることができるよう、AI がした発明の保護方策について先制的かつ未来志向的に検討したい」と発表した。

2-9 技術流出犯罪の根絶に向けて量刑セミナーを開催

韓国特許庁 (2021. 8. 13.)

韓国特許庁、国会のイ・ハクヨン議員室、韓国知的財産権弁護士協会が合同で技術流出の犯罪と量刑基準に関する学術セミナーを開催 (2021 年 8 月 13 日)

韓国特許庁は、8 月 13 日 (金曜) 午後 2 時にインターコンチネンタルソウル COEX (ソウル江南区) において国会のイ・ハクヨン議員室と韓国知的財産権弁護士協会と合同で「技術流出の犯罪と量刑基準に関する学術セミナー (以下、セミナー) を開催すると発表した。

今回のセミナーは、量刑基準の側面から技術流出の犯罪を根絶する方策について専門家と意見を交換し、その改善策について議論を行うために開催された。

グローバル市場で競争国の「技術横取り」の手法が高度化しており、最近韓国の研究者をスカウトするために幽霊会社の設立や、国内リサーチ会社を通じて技術を収集する事例まで現れている。

国家情報院によると、過去 5 年 6 ヶ月間 (2016 年 1 月～2021 年 6 月) の海外技術流出による経済的被害が少なくとも 20 兆ウォン以上になると推定した。これに対し、このような技術流出事件の起訴率は一般の刑事事件 (40%) の半分水準 (20.5%) にすぎず、無罪率も 20 倍以上高い (技術流出 19.4%、一般刑事 0.8%)。

特に、有罪になっても量刑が法定刑(最大 15 年)の半分にも達していないのが実情(最大 6 年)である。

したがって、今回のセミナーは、技術流出の犯罪と量刑基準に関する現況と問題点について調べ、パネルディスカッションと質疑応答の順で実施する予定である。

最初の発表者は韓世大学のジョ・ヨンスン教授で、「技術流出の犯罪と量刑基準整備の必要性」を主題に技術流出と量刑基準の現況とともに、量刑基準整備が必要な理由について説明する。

第二番目の発表者は韓国刑事・法務政策研究院のユン・ヘソン先任研究委員で、「技術流出の犯罪とその他犯罪の量刑基準との比較」を主題に具体的な量刑基準の違いについて比較する。

第三番目の発表者は法務法人世宗のジョン・チャンウォン弁護士で、「技術流出の犯罪に関する刑事手続き(量刑を含む)の問題点と限界」を主題に実務訴訟の過程において、改善が必要な部分について説明する。

イ・ハクヨン国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員長は、「技術流出犯罪の根絶に向けた刑事処罰を強化する法改正の趣旨を達成するためには、量刑基準もそれに合わせて調整すべきである」と述べ、「国会も技術流出防止のための産業エコシステムの造成に向けて、必要な法と制度の設定に最善を尽くしたい」と述べた。

韓国特許庁長は、「技術流出行為が国の経済と安保はもちろん、企業の生存を脅かす重大な犯罪という認識が一日も早く定着しなければならない」とし、「技術流出を重大犯罪として認識し、15 年以上の重刑を宣告する米国事例を参考にすべきである」と述べた。

一方、この日のセミナーは新型コロナウイルスにより必須人数のみが参加し、特許庁の公式ユーチューブを通じてオンラインによる生中継で開催した。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標の先願主義の100%活用法

韓国特許庁（2021.8.2.）

ペンス商標権紛争は、2019年11月、第三者が「ペンス」商標を出願したことから始まった。第三者がEBSより先に商標を出願したのである。韓国特許庁は第三者の「ペンス」商標について不正な目的をもって出願したものと判断し、商標登録を拒絶した。このように最初EBSは、商標出願が遅れたことで商標紛争に巻き込まれた。

「ボラムチューブ」商標においても、2019年1月、第三者が「インターネット放送業」などに出願したことを分かったチャンネル運営者（株）ボラムファミリー）が特許庁に異議申立書を提出してからやっと2020年11月、最終的に第三者の商標登録が拒絶された。

韓国特許庁は、商標権の未確保による被害にあわないように、積極的に商標の先願主義制度を利用して商標権を確保しておくことを呼びかけた。

韓国国内の商標法は、商標を最も先に出願して登録する人に商標権を付与する「先出願・登録主義」を採用している。

商標出願は商品開発または営業構想段階にしておいた方が、将来の紛争発生を予防し、安定した事業運営ができる。このように商標を出願することで商標権としての権利を確保しておくことが最も重要だと、強調している。

先出願・登録主義は、商標権がいつから発生してどういう商品に有効なのかを一般人も明確に分かるため、法的安定性の確保に資する。

ただ、商標を登録しないまま使用する場合は保護が難しく、悪意の出願人により商標を先取りされる可能性も発生する。

韓国商標法は、こうした欠点を補うために商標の不使用取消審判、先使用権制度、不正目的による商標出願の登録拒絶など、様々な制度を用意している。

日本、中国、欧州などの主要国も、法的安定性の面から商標の先出願・登録主義を採用している一方、米国などの一部の国だけは商標使用者に商標権を与える「使用主義」を採用している。

＜商標法制フォーラム：商標の先出願・登録主義の必要性に対する共感＞
学界・法界・企業などが参加した「商標法制フォーラム」(※)でも、現行の先出願・登録主義を維持する必要があることに共感した。

※合計4回開催(2021年1月～5月)、専門家(弁護士・弁理士・教授など15名)、多出願企業、中小企業中央会、小商工人連合会、フランチャイズ協会など

使用主義制度について参加企業は、管理・対応に関する費用が増加し、事業拡大が困難であることから、商標使用実績を提出する制度の導入に反対している。専門家も使用主義の導入は法的安定性を害し、現行商標法と衝突する可能性があるため、慎重になる必要があるとの見解を示した。

ただし、商標法制フォーラムの参加企業は、商標権濫用に該当する侵害禁止請求を制限するなど、商標制度を補完する必要があるという意見を取りまとめた。

また、商標登録の重要性が分からない自営業者がまだ多いため、特許庁が積極的に周知していくことを要求した。

韓国特許庁の商標審査政策課長は、「特許庁では、商標出願人が必ず知っておくべき商標制度、商標登録の重要性などを周知していくために、地域の知識財産センター、小商工人市場振興公団、韓国国税庁の協力のもと、教育・広報を強化している」と述べた。

続いて、「商標審査段階から商標の先取りと疑われる悪意の出願を管理していて、使用しない商標権に対する無分別な訴訟など、権利の濫用を防止するための制度改善方策についても検討している」と付け加えた。

その他一般

5-1 完全自律走行時代、人工知能がリードする

韓国特許庁(2021.8.11.)

人工知能(AI)基盤の自律走行技術に関する特許出願が急増

「自律走行車の先行条件」

自律走行車が走るためには、(1) 認知 (2) 判断 (3) 制御機能が必ず必要とされる。

(1) 認知機能とは、カメラ・レーダー・ライダーなどのセンサで周辺環境情報を把握することである。(2) 判断機能とは、認知された情報に基づいて最も安全かつ効果的な走行オプションを選択することで、(3) 制御機能とは、選択したオプションに応じて自動車を動かすことである。

運転者を必要としない完全自律走行が可能になるために必要な認知・判断・制御機能の自動化を支援する技術として、人工知能 (AI) 基盤技術が浮上していて、最近関連特許出願も増えている。

ドイツ連邦下院は5月、一般道路の特定固定区間でいわゆる「完全自律走行」段階である4段階 (※) の自律走行を許可する道路交通関連法の改正案を議決した。同改正案は連邦上院を通過すれば、世界で初めて来年からドイツは、完全自律走行車が一般道路を走ることになる。

※自律走行の4段階では、運転者の監視なくコンピュータが自動車を制御することができ、運転者の介入を必要としない。非常時にも運転者の介入なくシステム自体が自動車を道端に止める。ドイツの交通部では、この技術はシャトルバスや貨物車両に適用できると見込んでいる。

ドイツでは現在、安全管理者が搭乗する自律走行テストだけが認められているが、同改正案が通過すれば、人間の安全管理者が搭乗しない無人走行車も可能になる。

ドイツの自動車研究センター (Center Automotive Research) の研究員は、「2030年の世界の自律走行自動車市場規模は600億ドルに達する」と予想した。

この状況を受け、毎年15件以内だった自律走行分野の人工知能技術に関する韓国国内の特許出願が、2016年31件、2020年155件へと、2016年を起点として年平均50%以上ずつ増加している。

最近の5年間 (2016年～2020年)、全体の自律走行技術に関する出願は2,860件から4,082件と、年平均9.3%増加している。その中でも人工知能関連技術に関する出願比率が増えている、2016年の前は1%以内だったのが2019年は5%を超えている。

このような傾向は、自律走行分野においても人工知能技術の活用可能性が高まったことを反映していると考えられる。

また、最近相次ぐ自律走行車事故で完全自律走行に対する懐疑論が盛んで、人工知能を通じて自律走行の安定性と信頼性を高めようとする技術への需要が増加しているためであると解釈できる。

細部技術別に見ると、自律走行の核心技術である認知・判断・制御技術よりは配車、交通管制のような自律走行支援インフラ技術に関する出願が 285 件 (46%) で最も多かった。

スマート交通体系が拡散されていて、人工知能を簡単に組み合わせる分野であるため、最近の 5 年間 (2016 年～2020 年) 年平均 66% という速いスピードで増加していると見える。

自律走行の核心技術に関しては、認知技術が 171 件 (28%)、判断技術が 113 件 (18%)、制御技術が 48 件 (8%) 出願されている。とりわけ、認知技術に関する出願が多数だが、これは人工知能技術が、自律走行に重要な車線・交通信号などの静的環境情報と車両・歩行者などの動的環境情報を正確に把握するための核心技術として急浮上しているためだと分析される。

出願人の国籍別では、韓国人による出願が 90%以上で圧倒的に多く、外国人による出願は 10%内であった。

韓国人による出願の中には大企業が 23% (140 件)、大学・研究所が 22% (136 件)、中堅企業が 5% (31 件)、中小企業が 30% (186 件)、個人が 8% (49 件) を占めた。

大企業、大学・研究所とともに、中小企業の出願が多く、最近は中小企業の出願が全体出願の半分ぐらいを占め、この分野における中小・ベンチャー企業の技術開発が活発に行われていることが分かる。

全体における自律走行技術の多出願企業は現代自動車、起亜自動車の順であったが、人工知能と関連しては LG 電子 (66 件)、サムスン電子 (27 件)、現代自動車 (18 件)、MOBILE EYE (14 件)、電子通信研究院 (9 件)、マンド (8 件) などの順で IT 企業が全体出願をリードし、完成車および部品企業がその後続いた。

外国人の場合、MOBILE EYE (14 件)、BAIDU (5 件)、Waymo (5 件) などグローバル走行リード企業が出願している。過去 5 年間 (2011 年～2015 年) の外国人による出願は 5 件に

過ぎなかったが、直近5年間（2016年～2020年）は58件に増加し、外国企業が徐々に韓国市場へと参入していることが分かる。

韓国特許庁の自律走行審査チームの審査官は、「人間が信頼できる完全自律走行を実現するためには認知分野だけでなく、判断と制御分野にも人工知能の活用は必須であるため、今後関連分野の特許出願も増加するものと見込まれる」とし、「急成長する自律走行車市場を先取りするためには、韓国企業が認知・判断・制御関連の自律走行の核心技術に人工知能技術を積極的に活用することが何よりも重要である」と発表した。

5-2 「第2のタミフルを探せ」、新型コロナウイルス治療剤の開発はどこまで？

韓国特許庁（2021.8.12.）

新型コロナウイルス治療剤関連の特許出願が302件、登録13件
国内企業・研究所で国家研究開発事業の支援を受け開発に拍車をかける

新型コロナウイルスのゲームチェンジャーとして浮上する治療剤の開発が注目されている。グローバル製薬会社も経口用治療剤の開発のため臨床試験に突入するなど、競争も激しくなっている。各国で新型コロナウイルス治療剤の開発に力を入れている。2021年2月に国内初の新型コロナウイルス治療剤としてレッキロナが静脈注射剤として条件付き許可を受けてから、製薬会社及び研究所は国内治療剤の開発のために速度を出し、関連特許出願も続いている。

韓国特許庁によると、新型コロナウイルス治療剤関連の特許出願は新型コロナウイルス発病初期である2020年2月から出願が続いており、去る6月まで計302件が出願されたことが分かった。

この中で、現在新型コロナウイルスに関する抗ウイルス効果として特許登録された出願は計13件である。新型コロナウイルス治療剤として許可を受けた特許1件(1)、臨床中の特許2件(2)、臨床終了の特許1件(3)が含まれる。

- (1) セルトリオンのモノクローナル抗体治療剤(レグダンビマブ、抗体治療剤)
- (2) 東和薬品のDW2008S(キツネノマゴ由来の新薬)
- (3) 付光薬品のレボビル(クレブジン、薬物の再創出)

1. 新型コロナウイルス治療剤の特許出願、国内企業が48.7%リードしている

新型コロナウイルス治療剤の特許を出願人別に見ると、国内の製薬会社などの企業が 147 件、政府機関及び出願研究所が 66 件、大学が 55 件、個人が 30 件、外国人が 4 件であった。

2. 新薬開発、薬物の再創出など多様な方法で解法を模索する

国内に出願された新型コロナウイルス治療剤は有効成分によって化合物、抗体の薬品、天然物などに分けて調べることができる。それぞれ 100 件、69 件、69 件の特許が出願された。

製薬会社は、新薬の開発だけでなく、短期間内に治療剤を開発するために既存の医薬品を活用した薬物の再創出方式（※）などの多様な試みを行っていると分析される。

※すでに治療剤として使用されている薬物を、その他の疾病の治療剤としての可能性を探求する戦略で、新薬開発に投資される費用と期間をかなり減らせる点でメリットがある。

3. 国家研究開発事業を基盤に企業における特許出願の活発が期待される

新型コロナウイルス治療剤の特許は、国家研究開発事業を基盤に政府機関及び研究所、大学、企業における特許出願が続いていると分析される。

国家研究開発事業を基盤に出願された件数が全体(302 件)の 25.8%(78 件)を占めていると示された。一般的に国家研究開発事業による特許出願は全体出願の 15%未満(※)である。

※2019 年度政府 R&D の特許成果に関する調査・分析報告書(2020 年 12 月)

政府は、2020 年 4 月から「新型コロナウイルス治療剤・ワクチン開発の政府支援委員会」を稼働し、国産新型コロナウイルス治療剤の開発を全面的に支援している。これにより関連分野の特許出願が活発に行われると期待される。

「グローバル製薬会社の新型コロナ治療剤の現状」

グローバル製薬会社も新型コロナウイルス治療剤の開発を行っている。米国 FDA はイーライリリー、リジェネロン、ジェネンテック、GSK の静脈注射剤とギリアドのレムデシビ

ルなど 11 の治療剤について緊急使用承認(2021 年 8 月 3 日)し、その中でレムデシビルのみ正式に許可した。

米国 MSD 社は経口用治療剤モルヌピラビルの開発に集中しており、臨床試験の結果によって年内に FDA 緊急使用承認も行われると予想される。タミフルを開発したロッシュも経口用コロナ治療剤として臨床を進めており、ファイザーも経口用治療剤の臨床を行っている。

韓国特許庁薬品科学審査課の審査官は、「過去の新型インフルエンザの事例からも分かるように、新型コロナウイルスの終息には手軽に服用できる治療薬の開発が切実である」とし、「国内外の製薬会社も新物質開発、抗体治療剤、薬物の再創出方式などの多様な方法で新型コロナウイルス治療剤の開発のために努めている」と述べた。

また、「特許発明を医薬品として使用するには、追加的な技術開発が必要となることもあり、臨床試験の結果に基づいた安全性及び有効性の審査を経て、食品医薬品安全処の許可を受けなければならない」とし、「医薬品は特許登録を受けたからといって使用できるものではない。きめ細かな事後手続きがあることに留意しなければならない」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム